

令和元年6月14日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03362

研究課題名(和文) 加害者の多数化と客観的帰責原理 組織体における過失競合事例を中心に

研究課題名(英文) on the criminal reliability in large-scale accident cases

研究代表者

内海 朋子 (UTSUMI, Tomoko)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：10365041

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)： 現代的な犯罪現象においては、加害者・被害者が複数であることが、その顕著な特徴である。特に、大規模事故にみられる一つの大きな特徴として、組織体に所属する複数の者の過失的な行為が原因となっていることが多いという点が挙げられる。そのような場合の刑事的な対応として、従来、各関係者の過失の競合として扱うという方法が採られてきたが、本研究では、過失競合以外の理論構成の可能性を検討した。

特に、共犯規定を適用する過失共同正犯構成、及び組織体としての刑事責任を問う、法人処罰構成につき、これらの問題について詳しい日本・ドイツ・台湾の教授に報告を依頼し、それらの理論構成の持つ長所と課題の双方について研究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

複数人の刑事責任が問題となった過失事案としては、明石歩道橋事故事件(平成22.5.31最高裁決定)、JR福知山線転覆事故(平成25.9.27神戸地判、平成27.3.27大阪高判)、患者取り違え事件(平成19.3.26最高裁決定)など枚挙にいとまがない。また、大規模事故については、他国でも発生しており、異なる法分野・異なる国においても高い関心が寄せられている。本研究は、こうした大規模事故事案における関係者の刑事責任の追及のあり方という社会的関心の高いテーマに関して、刑法学の観点からのアプローチを試みるものである。

研究成果の概要(英文)： As a modern phenomenon, accidents are caused frequently by careless behaviors of a plurality of persons. Especially, accidents involving fatalities or injuries could be caused by careless behaviors of persons that are related to activities of companies.

In this study, we tried to analyze the theoretical bases to clarify the criminal reliability of a person who acts with negligence and causes a large-scale accident thereby. Because of the universal character of this phenomenon, we thought it is useful to research the theoretical bases of other countries. Therefore, we asked professors in Germany and Taiwan for the opinions on this issue and exchanged the points of view with them. The result of the symposium is to be published in Hogaku Kenkyu (Keio University).

研究分野：刑法

キーワード：過失共同正犯 過失犯 監督過失 過失競合 法人処罰 明石歩道橋事件

1. 研究開始当初の背景

現代社会においては、組織体の構成員の過失行為が重疊的に行われることにより、重大な事故が頻発しており、特に過失共同正犯に関する平成 28 年 7 月 12 日第 3 小法廷決定(明石歩道橋事件)は刑法学界に大きなインパクトを与えた。また、大規模事故に起因する大規模損害は韓国における尚州市コンサート圧死事故や中国における温州市鉄道衝突脱線事故など、諸外国においても発生しており、異なる法分野・異なる国においても高い関心が寄せられていた。

また、刑法学界においても、過失犯論、過失共同正犯論、法人処罰等、これらに関係する分野において重要な研究業績が公表されており、それらの学術的な検討が求められていた。

2. 研究の目的

本研究では、現代社会においては犯罪行為にかかわる関係者の数が多数になりうることにかんがみ、加害者・被害者の複数化に対して刑事法はいかなる対応をなすべきかの考察を目標とした。この目標の達成のために、加害者・被害者複数化の問題が顕在化する、組織体の活動を原因とする大規模事故における刑事責任の在り方の解明を試み、過失競合論、過失共同正犯論、法人処罰論の 3 つの理論構成に焦点を当てて、相互的な関係を考察したうえで、大規模事故における刑事責任の、望ましい在り方について研究を行った。

3. 研究の方法

複数人が関与する大規模事故の発生という社会現象は、他国でも起こりうるものであり、この点に関する比較法研究が有益であるとの判断から、これらの分野において優れた業績を持つヨアヒム・レンツィコフスキー教授(ハレ大学・ドイツ)・許恒達教授(国立政治大学・台湾)およびルイス・グレコ教授(フンボルト大学・ドイツ)を招聘し、公開シンポジウムを行い、この問題に関心を有する日本の専門家とともに討論を行った。

日本国内における研究については、過失犯論、過失共同正犯論、法人処罰論のそれぞれにおいての専門家である、大東文化大学・山本紘之教授、近畿大学・金子博准教授、同志社大学・松原久利教授らとともに大規模事故における刑事責任のあり方について検討を行った。

また、海外研究協力者であるローター・クーレン教授と協力し、ドイツの企業犯罪に関する刑事判例に関して研究を進め、ドイツの議論状況を日本に紹介した。

4. 研究成果

現代的な犯罪現象においては、加害者・被害者が複数であることが、その顕著な特徴である。特に、大規模事故にみられる一つの大きな特徴として、組織体に所属する複数の者の過失的な行為が原因となっていることが多いという点が挙げられる。そのような場合の刑事的な対応として、従来、各関与者の過失の競合として扱うという方法が採られてきたが、本研究では、過失競合以外の理論構成の可能性を検討した。特に、共犯規定を適用する過失共同正犯構成、及び組織体としての刑事責任を問う、法人処罰構成につき、これらの問題について詳しい日本・ドイツ・台湾の教授に報告を依頼し、それらの理論構成の持つ長所と課題の双方について研究した。

これらの研究活動の結果、ドイツ・台湾との比較法的な研究が進み、また参加した研究者相互間での意見交換も活発になった。早稲田大学において海外の 3 教授を招いて行われたシンポジウムにおける講演内容は、法学研究(慶應義塾大学紀要)に掲載される予定である。また日本におけるシンポジウムに引き続き、ルイス・グレコ教授の尽力によりこれらの研究成果のドイツでの発表が、また許恒達教授の尽力により台湾でのシンポジウムの開催が予定されており、更なる国際的な研究協力が、研究期間終了後も継続的に行われる予定である。

日本国内における研究については、大東文化大学・山本紘之教授、近畿大学・金子博准教授、同志社大学・松原久利教授らとともに過失犯論、過失共同正犯論、法人処罰論について検討を行い、2018 年 5 月に行われた日本刑法学会第 96 回大会ワークショップ(関西大学千里山キャンパス)において報告を行った。医療事故に関しては、2018 年 6 月に大韓医療法学会(ソウル高等検察庁)にて講演を行った。また研究分担者である佐川友佳子教授は、中国文化大学(台湾)において行われた The 5th Enterprise Innovation and Management Law Conference -Business Administration Theory and Practice-において、「日本の企業犯罪について」と題する講演を行った。このほか、共同正犯理論一般に関する考察やドイツの企業犯罪に関する翻

訳等に関する論稿を、学術雑誌や論文集において公刊した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 15 件)

1. 北川佳世子「温泉施設の爆発事故と因果経過の予見可能性（最高裁平成 28 年 5 月 25 日決定）」法学教室、査読無、433 巻、2016 年、68 -74 頁
2. 内海朋子「共同正犯における行為計画に関する一考察」慶應法学、査読無、37 巻、2017 年、173-186 頁
3. 佐川友佳子「身分犯における正犯と共犯」刑法雑誌、査読無、56 巻 2 号、2017 年、154-168 頁
4. ローター・クーレン/内海朋子（訳）「コンプライアンスの欠如に関する刑事責任と民事責任の関係について」法学研究、査読有、90 巻 8 号、2017 年、33-81 頁
5. ロベルト・エッサー/内海朋子（訳）「経済刑法におけるコンプライアンスの意義：ドイツにおける現状と今後の展開」ノモス、査読無、40 巻、2017 年、19 32 頁
6. 内海朋子「ロー・アングル ドイツにおけるコンプライアンスと企業の処罰」法学セミナー、査読無、62 巻 11 号、2017 年、58 62 頁
7. 北川佳世子「列車脱線転覆事故について鉄道会社の歴代社長らに業務上過失致死傷罪が成立しないとされた事例」平成 29 年重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)、査読無、2018 年 4 月号、2018 年、152 - 153 頁
8. ローター・クーレン/内海朋子（訳）「租税刑法における故意と錯誤」横濱法学、査読無、27 巻 1 号、2018 年、451-489 頁
9. ルイス・グレコ/佐川友佳子（訳）「汚職理論へのアプローチ」ノモス、査読無、43 巻、2018 年、107-116 頁
10. 佐川友佳子判例評釈「被告人が殺意をもって被害者を自動車の車底部で引きずった後、殺意なく被害者の身体を車輪で二度にわたり轢過した結果、轢過行為を直接の原因として被害者が死亡した事案について、引きずり行為と死亡結果との間の因果関係を肯定し、殺人罪の成立を認めた事例」刑事法ジャーナル、査読無、57 巻、2018 年、87-95 頁
11. 佐川友佳子「<書評>石井由梨佳著『越境犯罪の国際的規制』」国際安全保障、査読無、45 巻 4 号、2018 年、106-110 頁
12. 内海朋子「医療事故と刑事制裁」横濱法学、査読無、27 巻 3 号、2019 年、219-238 頁
13. ヨアヒム・レンツィコフスキー/内海朋子（訳）「過失共同正犯」法学研究、査読有、92 巻 2 号、2019 年、71-94 頁
14. 許恒達/小池信太郎（訳）「過失共同正犯の因果関係代替作用について」法学研究、査読有、92 巻 3 号、2019 年、31-48 頁
15. ルイス・グレコ/佐藤拓磨（訳）「過失の共同正犯？：一つの批判」法学研究、査読有、92 巻第 4 号、2019 年

〔学会発表〕(計 6 件)

1. 内海朋子「ローター・クーレン著『コンプライアンスの欠陥に対する刑事・民事責任の関係 1・2』(2015 年)を読む」刑法読書会、2016 年
2. 内海朋子・松原久利・山本紘之・金子博「過失犯における個人責任と組織体責任の交錯」日本刑法学会第 96 回大会、2018 年

3. 内海朋子「院内感染事故における刑事責任 日本の裁判例を参考に」大韓医療法学会、2018年

4. 内海朋子「過失共同正犯について」刑法読書会、2018年

5. 佐川友佳子 Die Korruptionsdelikte in Japan, Current Situations and Challenges in the Anti-Corruption Legal Frameworks in China, Germany, and Japan、2018年

6. 佐川友佳子「日本の企業犯罪について」The 5th Enterprise Innovation and Management Law Conference -Business Administration Theory and Practice-, 中国文化大学(台湾)(招待講演)(国際学会)、2019年

〔図書〕(計 3 件)

1. 井田良他編・内海朋子他著、成文堂「山中敬一先生古稀祝賀論文集 上巻」2017年、676頁

2. 井田良他編・佐川友佳子他著、成文堂「山中敬一先生古稀祝賀論文集 上巻」2017年、724頁

3. 高橋則夫他編・内海朋子他著、成文堂「日高義博先生古稀祝賀論文集 上巻」2018年、609頁

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

国際研究集会の開催 1件

日独台刑事法シンポジウム「過失共同正犯論」早稲田大学、2018年

講演会開催 ヨアヒム・レンツィコフスキー教授講演会「過失共同正犯」京都大学、2018年

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：北川 佳世子

ローマ字氏名：(KITAGAWA, kayoko)

所属研究機関名：早稲田大学

部局名：法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)

職名：教授

研究者番号(8桁): 1 0 2 6 7 4 7 9

研究分担者氏名: 佐川 友佳子

ローマ字氏名: (SAGAWA, yukako)

所属研究機関名: 関西大学

部局名: 大学院法務研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 1 0 5 5 5 3 5 3

(2)研究協力者

研究協力者氏名: ローター・クーレン

ローマ字氏名: (LOTHAR, Kuhlen)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。